

令和7年第1回臨時会

相良村議会臨時会会議録

令和7年1月23日

熊本県相良村議会

令和7年第1回相良村議会臨時会会議録

令和7年1月23日（木曜日）

午前10時00分開会

於 会議議場

開議

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 令和6年度相良村一般会計補正予算（第6号）
(質疑・討論・採決)

閉会

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 川邊一徳君 6番 西本巳喜男君

2番 坂田朋美君 7番 高岡重盛君

3番 永田博人君 8番 小善満子君

4番 徳田正臣君 9番 市岡智恵君

5番 中村重道君 10番 黒木正照君

3. 欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者（5名）

村長 吉松啓一君 建設課長 大土手寛君

総務課長 川邊俊二君 保健福祉課長 平川千春君

企画商工課長 佐竹淑子君

5. 本会議の書記

議会事務局長 和田耕君

開会 午前 10 時

○議長(黒木正照君) おはようございます。全員出席でございます。ただいまから、令和 7 年第 1 回相良村議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(黒木正照君) 日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、1 番、川邊一徳議員、

{「はい。」と、1 番議員。}

8 番、小善満子議員、

{「はい。」と、8 番議員。}

を指名します。

日程第 2 会期の決定の件

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。

日程第 3 議案第 1 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 3、議案第 1 号、令和 6 年度相良村一般会計補正予算第 6 号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) おはようございます。それでは、議案第 1 号、令和 6 年度相良村一般会計補正予算第 6 号につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,454 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45 億 2,934 万 7,000 円とするものでございますが、各科目の給与については、令和 7 年 1 月 1 日付けで昇格した職員の給与を補正しております。それでは、歳出の内容につきまして 9 ページ以降の歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、総務費関係では 1,173 万 4,000 円の増額補正ですが、11 ページの総務管理費の一般管理費で、普通交付税の追加交付のうち、臨時財政対策債償還金の財源とするための減債基金への積立金として 1,107 万 5,000 円の増額補正を、財産管理費で、庁舎敷地内樹木伐採について、高圧線に保護カバーを設置するための追加業務委託料として 33 万円の増額補正を、企画費で、くま川鉄道に対する物価高騰地域公共交通事業者支援事業補助金として 22 万 1,000 円の増額補正を、交通安全対策費で、1 回当たり 2,000 円を上限とする自転車用ヘルメット購入に対する補助金として 8 万円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、民生費関係では

1,861万7,000円の増額補正ですが、同じく11ページからの社会福祉の社会福祉総務費で、国の物価高騰対策として、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円及び子供加算として1人当たり2万円を支給する関係経費として1,861万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。次に、商工費関係では4,148万4,000円の増額補正ですが、12ページの商工費の商工業振興費で、国の物価高騰対策の生活者支援として、村民1人当たり1万円の商品券を支給する関係経費として4,148万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。次に、土木費関係では83万6,000円の増額補正ですが、同じく12ページの住宅費の住宅管理費で、温水器などの修繕料として83万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。次に、消防費関係では予算総額の増減はございませんが、13ページの消防費の都市防災総合推進事業費で、避難地及び避難路用の土捨場確保のための測量設計業務として、工事請負費を1,000万円を減額し、同額の1,000万円を委託料に増額補正するものでございます。最後に、教育費関係では184万3,000円の増額補正ですが、同じく13ページの教育総務費の事務局費で、12月にご提案しました補正予算第5号におきまして積算誤りがございましたので、共済費の増額補正をお願いするものが主なものでございます。これらの歳出の財源といたしまして8ページ以降の歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、繰入金を減額し、地方交付税及び国庫支出金をもって充てるものでございます。以上、議案第1号、相良村一般会計補正予算第6号につきましてご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ご質疑したいんですけど、」と、8番議員。}

はい、8番議員。

{「はい、8番議員。」と、8番議員。}

○8番(小善満子君) まず、8番議員、質問いたします。3、1、1、12の3。物価高騰生活……3、1、1……なかなか難しいね。ちょっと待ってくださいね。システム改修というのがありますよね。345万2,000円。3、1、1、12の1の非課税世帯給付金システム改修業務委託345万2,000円ということは、この住民税の非課税世帯の給付金向けの、ただシステムを変えるだけで345万2,000円もかかるんでしょうか。担当の課長、お願いします。

○議長(黒木正照君) はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平川千春君) おはようございます。保健福祉課長、お答えいたします。こちら本村で入れております、システム会社のほうに見積委託をいたしまして、見積のほうを徴収しましたところ、この金額で上がっておりまして、その分を予算計上させていただいております。以上、お答えいたします。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) いろいろですね、給付金が生じれば必ずそういう委託しなくちゃいけないんですね。システムを変えなくちゃいけないということで。だからこんなのがものすごく高額になるわけなんですよ。こんなのに、ただ、非課税世帯のはちゃんと前から、非課税はいろいろありますよね。それは今まで非課税世帯にいろいろやっていた。そのようなことは、必ずシステムは前からのに入っているだろうと思うんですよね。非課税世帯に給付するのは何回も、今回ばかりじゃないですもんね。何回も前からそのような人に、世帯にあげますと。それなのに、このシステム改修業務って、改修がちょっと変わっただけでも、これだけのことをやはり各市町村に請求するということは、このシステム会社が相当ぼろ儲けするんじゃないかなと思ってます。だから、これをもう少し削減できるように、市町村も目配りして、どういうことでこういうような金額に上がるのかというようなことを追求すべきじゃないかなと思うんですよね。やはり向こうの言いなり、向こうがこれだけかかりますよと言えば、その言いなりにするという、言いなりにしてないかもしれませんよ、だけれども私が考えるのに、この非課税世帯というのは、今回始まったわけじゃないんですよ。今までずっと、非課税世帯に幾らあげます、幾らあげますと、そういうようなことはあります。だからそういうことを、こういうようなことを、各行政の自治体が認めれば、これはいけないんじゃないかなと思っておりますが、大体この非課税に、次の次の欄かな、該当する世帯は大体どのくらいあるのでしょうか。何世帯。1,495万円ですかね。今度3、1、1、19の1でありますよね。その世帯は大体どのくらい該当者がおるんですか。世帯の数、お願ひします。

○議長(黒木正照君) はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平川千春君) 保健福祉課長、お答えいたします。非課税世帯は481世帯、これに……

○8番(小善満子君) 400?

○保健福祉課長(平川千春君) 481です。

○8番(小善満子君) はい。

○保健福祉課長(平川千春君) はい、それに子供加算の世帯が、18世帯の26人を見込んでおります。以上、お答えいたします。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 次は、住宅改修のことで7、3、1です。これがなかなか上にいかんとですよね。もう本当にこの端末、タブレットは私たちは利用できません。こうしてしても今、今動きました。もう動かなかったり動いたりですよ。

○議長(黒木正照君) 8番議員、今度3回目ですよ。

○8番(小善満子君) はい。

- 議長(黒木正照君) 質疑、よろしくお願ひします。
- 8番(小善満子君) 7、3、1、住宅の温水器ですか。そこまでいかんとですけどね。ちょっと待って。温水器の83万6,000円かかってますね。ここの住宅は、どこの住宅なんでしょうか。お願ひします。
- 議長(黒木正照君) はい、総務課長。
- {「はい。」と、総務課長。}
- 総務課長(川邊俊二君) おはようございます。総務課長、お答えいたします。まだ改修しなければいけない温水器は今のところございません。急に寒くなったりとか、そういう時の緊急対応として2基分を、今回、予算をお願いしているところでございます。以上でございます。
- 8番(小善満子君) 2基分ね。
- 総務課長(川邊俊二君) 2基分です。はい。
- 8番(小善満子君) はい。
- 議長(黒木正照君) はい、8番議員。
- 8番(小善満子君) はい、これで質問を終わります。
- 議長(黒木正照君) ほかにご質疑ありませんか。
- {「はい、議長。」と、4番議員。}
- はい、4番議員。
- 4番(徳田正臣君) 3点ほどちょっとお尋ねいたします。まずお尋ねといいますか、8番議員が言われましたように、私もちよつと思ってたところで、国からのこういった事業があるのはそれはそれでいいんですが、システム改修にこれだけの予算が毎回、毎回かかる。私もちよつと、東京のほうでシステム会社、知り合いおりますけど、かなり儲かっているんです。ですから昔から議論されていて、なかなか進まないですけど、これは、すみません、質疑というか、この点はちょっと意見的な、要望的なもののはありますけど、やはりもう地域で、人吉球磨10か市町村で、こういったシステムの共同構築、共同運用というのを、一部されている部分もありますけども、これを本格的に考えていく時代にもう突入してきてるんじゃないかなと。市町村合併までは至らなくても、言ってみれば、国でいったら連邦国家的な発想で、ある分野、部分、システムにおいては事実上統一するような形で、このシステムの共同構築、共同運用というのを、ぜひ村長中心に……
- 議長(黒木正照君) 4番議員。
- 4番(徳田正臣君) 提案されたらと思っております。
- 議長(黒木正照君) 質疑ですので、自分の思いを述べる場所ではありませんので、よろしくお願ひいたします。
- 4番(徳田正臣君) それは十分分かっています。
- 議長(黒木正照君) はい。
- 4番(徳田正臣君) もうこの場でしかちょっと言えないことですので、ちょっとそこ

んとこよろしくお願ひいたします。それで、まさに質疑なんですが、すみません、まずは通しで11ページのところで、財産管理費、委託料で高圧電線の保護カバーということで33万円上がっておりますけども、これはどうでしようかね、個人の場合でしたら、高圧電線の種類とか場所とか、状況にもよると思うんですが、大体こういったことの負担というのは、高圧電線の設置会社がやっているかと思うんです。それなのに、村のほうでこの予算を組まなければいけなかった状況があるのかと思いますけども、そこのところちょっと説明をしていただければと思います。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。まず、この場所につきましては、役場から人吉に向かった急カーブの所の村有地の伐採になります。その中に高圧電線のほうが通っているんですが、一応、発注した段階で、本来であればその保護カバーまでみる必要があるというところのご指摘がございましたので、調べましたところ、やはりうちのほうで、発注するところで設置して、長さが85メーターの3線部を保護カバーして作業に当たるというところで、今回、補正をお願いしたところでございます。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) 先ほど言いましたように、割と設置会社、電力会社等が木の伐採とか保護カバーも、伐採できない場合は付けたりしてくれるので、どうして村のほうで予算組まなきやいけないのかなと思ったところです。理由がもちろんあると思ったんですけど、そのところを確認したところであります。ちょっとどうにかできなかつたかなと思う部分は正直言ってあるわけなんですけど、総務課のほうでも一生懸命そこをやってもらったのではないかと思います。それで、次は通しで12ページですけども、商工費で委託料4,020万円。これ1人一律1万円ということですね。それでよく議論に出ますけども、これは現実的に経済的弱者の支援という意味合いだと思うんです。悪く言えば、国の経済政策の失敗で十分に国家予算が再分配できないところでの直接的な話になってくると思うんですね。分配がね。ですから、私がここで申し上げたいのは、先ほど言いましたようにシステムの問題もかかってくると思うんですが、経済的弱者への支援ということありますので、であるならば、相良村にも高齢者の方がいらっしゃる。どこかでやはり、例えばですけど、年収1,000万円とか1億円の方にもこれはいくわけですよね。一律に。それはちょっとおかしいのではないかという話で、どこかで線引きして、高額所得者にはもう行かなくてもいいんじゃないかという話をすれば、必ずシステム改修の問題が出てきて、経費がかかるとか、一律のほうが楽だという話になりますけど、そのところの差額がどうなってるか、幾らになるかという計算はちゃんとできるのかということを、ここではお尋ねしたいわけです。高くなる……今の指摘お分かりですかね。必ずシステム改修費がかかると言われ

ますけども、一律でやる場合と、例えば所得が500万円以下の人に対する場合の村の経費の負担というのが、どれだけ変わってくるのか、差額がどれだけとかというのをちゃんと明確にした上で、システム改修にお金かかるからという説明をよくされてますけど、そのところ、ちゃんときっちりとシミュレーション、計算をされているのかということをお尋ねいたします。

{「・・・。」と叫ぶ者あり。}

うちちょっと、違う違うかな、話が違う。

{「・・・。」と叫ぶ者あり。}

すみません。つまり、すみません、12ページの委託料のことで質問しているわけですけども、4,020万円で。かなり経費がかかるというわけでしょ。よく説明では、一律のほうが楽だから、楽と言えば言葉悪いけども、線引きできないということで言われるので、一律にした場合と500万円以下にした場合に、村の負担というのが変わってくるのか、それをちゃんと計算できているのかということをお尋ねしているんです。

○議長(黒木正照君) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○4番(徳田正臣君) すみませんね、質問の仕方が悪くて。

○企画商工課長(佐竹淑子君) おはようございます。企画商工課長、お答えします。試算をしたかどうかにつきましては、試算はしてございません。実質。今回の事業に関しましては、国の事業メニューとして、重点支援の地方交付税ということで、消費者の下支えを通じた生活者支援ということで推奨メニューが別途示されておりまして、その中に商品券ということでありましたので、そちらの項目で対応しております。実際は計算はしておりません。

{「中身・・・。」と叫ぶ者あり。}

委託料の中身につきましては、今、第7弾まで行っていますが、実際、商工会のほうに換金業務委託を行っております。その換金業務委託で4,000万円、残りの20万円につきましては、それにかかる人件費と、あとは振込手数料と、あとは事務費になつております。以上、お答えします。

{「システム・・・。」と叫ぶ者あり。}

○4番(徳田正臣君) システム、

○企画商工課長(佐竹淑子君) システムはございません。システム改修は、今回の商品券の改修についてはございません。

○4番(徳田正臣君) はい。はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) すみません。なんか当初の聞き方がちょっとよく分かんなくて。システム改修は要らないということですね。じゃあ、これは所得によって、500万円以下とかというふうなのはできるわけですよね、もちろん、村としては。やろうと思えば。国の方から一律でやりなさいというオーダーは来てないですよね。だからそ

れを私は、今後はやはりやっていくべきじゃないかなと。この名前が物価高騰生活者何とかという経済的な弱者への支援なわけだから、高額所得者には要らないという、もう単純な、シンプルな話なんですよ。ただ、システム改修料が別にかからないというならば、職員の方に、もしかすると負担がかかってくるかもしれないけど、やはりこれは申し訳ないけど仕事だから、やはり低所得者、極端に言えば、4,020万円を村民1人当たりに1万円ずつ配るよりも、低所得者の方へ2万円ずつ配ったほうが、より経済対策、実際の物価高騰対策になるんじゃないかなということです。それをやっていくべき状況に・・・なんですよ。なってきているんじゃないかなということです。そのことを、お考えを、状況も含めて質疑しているわけです。できないかと。こういったら議長から言われますけど、要望も含めてしていただきたいということです。

○議長(黒木正照君) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えします。先ほど議員のほうがおっしゃられました、低所得者向けに限定して給付ということになりますと、おそらくシステムのほうの改修が伴うかと思います。口座の紐付け、対象者の抽出あたりが必要になってきますので、今回の商品券に関しましてはシステム改修が不要ということで、予算のほうもその旨、計上しております。以上、お答えします。

○4番(徳田正臣君) 最後に1つちょっとちょっとだけいいですか。あ、すみません。

○議長(黒木正照君) もう最後にしてください。

○4番(徳田正臣君) すみません。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、すみません。だから、所得で500万円以下とか、例えばですよ、切った場合に、システム改修が必要になってくるということですね。だから話は戻りますけど、そうするとシステム改修に幾らぐらい金かかるかとなってきた場合に、また最初の最初の話になって、8番議員が言われたように、共同構築、共同運用というのを10か市町村でやったならば、より負担が限りなく小さくなるし、1か町村であろうが、10か市町村であろうがシステム改修というのは、さほどシステム会社の経費は負担が変わらないんですよ。そういうことを、システムの共同構築、共同運用をすることによって、よりきめ細かな弾力的な住民サービスができるようになるんじゃないかなということを最終的にちょっと申し上げたいわけなんです。それを考えて、やはりこういうことも事業化してもらいたいということあります。以上です。

○議長(黒木正照君) ほかにご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、1番議員。}

はい、1番議員。

○1番(川邊一徳君) おはようございます。1番、川邊です。11ページの交通安全対策費のヘルメットの補助についてなんですかけれども、対象者が誰になるのかと、申請方法になるのか、その付近をお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。対象者につきましては、村民の方全てが対象となります。今のところ考えているのは、金額にして上限を2,000円。一応、申請主義ということで考えております。なお、購入後に、必要な領収書とかの書類を添付したうえでの申請というところで書類のほうは考えているところでございます。

以上でございます。

○1番(川邊一徳君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、1番議員。

○1番(川邊一徳君) はい、分かりました。終わります。

○議長(黒木正照君) ほかにご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第1号、令和6年度相良村一般会計補正予算第6号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(黒木正照君) ただいま議決されました案件については、その条項、字句、数字、他の整理をするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、他の整理は、議長に委任することに決定しました。

—————○—————

○議長(黒木正照君) これで、本日の日程は全部終了しました。令和7年第1回相良村議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

—————○—————

閉会 午前10時27分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員